

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第43回 非弁問題に対する対応

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中 みどり (47期)

1 昭和30年代においては、財団法人法律扶助協会の財政難により、年間の潜在需要数の約1割程度しか対応できていないことや、報酬が低廉に抑えられ、弁護士の奉仕と犠牲のもとに運用されている国選弁護士制度に関する諸問題が議論されるようになっていたが、経済の高度成長や国際化の流れの中で、社会や法律制度が複雑化すると、そのひずみの中で、非弁活動（以下「非弁活動」という）が集団化・組織化し、活発となってきた。

2 弁護士法72条は、弁護士の有する専門的知識と、弁護士以外の第三者による公正・慎重な懲戒制度を有する弁護士資格制度に対する信用を前提に、非弁活動を一律に規制しているが、すでに昭和8年には、罰則付きで禁止されていた。

非弁活動、といっても、様々な類型があるが、昭和40年代に特に問題となったものを紹介する。

3 外国人弁護士

旧弁護士法は、「相互の保証あるときに限り司法大臣の認可を受け外国人又は外国法に関し」弁護士活動を認めていたが、新弁護士法では無制約となったので、昭和30年の法改正により改めて制限されたが、最高裁の承認を受けた外国弁護士有資格者は、「準会員」として引き続き弁護士資格が認められた。

昭和40年頃、日本経済が発展し、国際貿易も拡大していたため、日本は有力な市場として注目されるようになった。そのため、準会員の一部の者が、最高裁によって制限された範囲を超えた法律事務を行う事例、あるいは、日本の弁護士資格を有しない無資格外国人弁護士による非弁行為の事例が発覚した。

そこで、日本弁護士連合会非弁取締実行委員会が調査を開始し、当会を含む東京三会も実態調査を行った。日弁連は、この実態調査の結果を踏まえて、「外国人非弁活動防止に関する基準」を制定した。ま

た、昭和53年には、東京三会非弁合同委員会が設置され、問題事例について具体的な調査を行うとともに、勧告・告発などの措置を検討した。

なお、外国人弁護士に関しては、現在は、「外国法事務弁護士」制度として整えられている。

4 交通事故の示談代行

外資系損害保険会社の社員などが、保険契約者である交通事故の加害者代理人となり、被害者と直接示談交渉し、低額で解決を図ろうとするケースが増加した。また、保険金の請求・示談代行を行う示談代行業者（いわゆる事件屋）も後を絶たない。

さらに、「保険士」問題が勃発した。業界団体の一定の講座の受講生等に保険士なる私的資格を与えようというものであるが、これは非弁活動を行う危険性が極めて高いものと認められたため、日弁連を中心に大規模な反対運動を行った。

5 元弁護士及び事務員の非弁活動

弁護士資格を失った元弁護士が法律事務を行うケース、元弁護士事務員が法律事務の周旋や和解交渉を行ったケース、特定少数の弁護士が、東京地裁の弁護士控室を事務所代わりにし、事務員に示談交渉、保釈申請手続き、保釈保証金・示談金名下の金員の請求及び受領を任せていたケース等が発覚したが、当会は、しかるべき措置を行った。

6 民暴事件

暴力団がその資金源として、債権取立・倒産整理・交通事故の示談などの各種民事紛争事件に介入し、暴力を背景に不合理な解決を強い、その結果、悲惨な結果をきたしている事例が増加し、社会問題化した。そこで、日弁連は、昭和55年に民事介入暴力問題対策委員会を設置し、当会も積極的に協力することとなった。